

<決算書作成から申告書作成までの流れ>

- 1、 決算修正前試算表の作成
- 2、 貸借対照表の各勘定科目の内容を現金より順にチェックしながら、残高を確定していきます。訂正仕訳や決算仕訳の記帳、勘定科目内訳書の作成は、残高を確定しながら同時進行で行います。二度手間がなくなり、正確性も増します。
- 3、 損益計算書の各勘定科目の内容をチェックしながら金額を確定していきます。訂正仕訳や決算仕訳の記帳、勘定科目内訳書の作成は、金額を確定しながら同時進行で行います。
- 4、 消費税の本則課税を選択している場合には、上記 2 および 3 を行う際に、消費税の区分（課税、非課税、免税、不課税）が正しく処理できているかをチェックし、その区分ごとの金額を科目ごとに集計していきます。
- 5、 消費税の簡易課税を選択している場合には、上記 2 および 3 を行う際に、業種区分ごとの記帳がきちんと出来ているかをチェックし、その業種区分ごとの金額はいくらになるかを集計します。
- 6、 消費税の計算を行います。
- 7、 消費税の決算振替仕訳を記帳します。
- 8、 仮決算書を作成します。
- 9、 申告書を作成し、税額を算出します。
- 10、 法人税額等の仕訳を記帳し、決算書を作成します。
- 11、 申告書の当期利益、損金不算入の納税充当金を訂正します。
- 12、 申告書の完成
- 13、 税務署、市、県への提出。受付印は 1 部しか押してもらえないということはなく、2 部、3 部になっても押してもらえます。

<決算書、勘定科目内訳書の作成>

1、現金預金

- ① 期末日における現金の在 high と現金出納帳の突合せを行います。
- ② 現金出納帳の現金残高がマイナスとなっている日がないかどうか、チェック。
- ③ 会社金庫内に役員・従業員からの預り金がないかどうか、チェック。
- ④ 預金については通帳や残高証明書で帳簿残高との突合せを行います。
- ⑤ 当座預金については残高が不一致の場合には、当座預金残高調整表を作って、未取付小切手と未入金小切手の内容を記入すること。
- ⑥ 定期預金などの利息の計上もれがないように注意しましょう。普通預金は 2 月と 8 月に利息の入金あり。利息の入金時には次の仕訳となります。

入金額	→ 預 金	800 円	／ 受取利息 1,000 円
源泉所得税 15%	→ 法人税・住民税及び事業税	150 円	
利子割 5%	→ 法人税・住民税及び事業税	50 円	

⑦ 預貯金の内訳書の作成

2、売上高・売掛金

① 売上計上時期の確認

引渡基準が原則。期末日以前に引渡しされたものが来期の売上とされていないか、今期に正しく計上されているかを確認する必要があります。決算月の翌月分の資料もチェックすべきです。

② 決算日の売上計上

売上締日の確認をします。締日が月末締め以外の得意先については、締日から期末までの売上の計上を行う必要があります。締日一覧表の作成を行うようにする方がいいでしょう。

決算仕訳：売掛金／売上

③ 売掛金残高の確認

得意先ごとの補助元帳を見なおすこと。期末残高は正しいか、確認すること。

④ 売掛金残高不一致の場合

請求書控や領収書、現金出納帳や通帳などと突合せをして原因を明らかにします。

ア、売上値引、返品→理由と時期を明らかにする必要あり。赤伝票は必ず起票および記帳し、売掛金を減額すること

イ、売上割戻し→いわゆるリベートは算定基準が明らかでないなど一定の場合には交際費とされますので、要注意。

ウ、長期滞留売掛金→なぜ長期間残っているのか、原因を明らかにすること。回収不能の場合には、貸倒損失として処理出来るか否か検討すること。

エ、過入金→売掛金がマイナスとなっている場合、売上の計上もれであれば売上の追加計上を行い、入金超過が期末に残っていれば前受金等へ振替える。

⑤ 売掛金の内訳書の作成

相手先残高 50 万円以上のものは個別に記入すること。残高が少ないものは一括して「その他〇件」という記入でもOK。

3、売上原価・買掛金

① 仕入計上時期の確認

今期中に納品されたものはきちんと仕入に計上しているか。

② 決算日の仕入計上

相手先ごとの締日の確認が必要。締日が月末締め以外の仕入先については、締日から期末までの仕入の計上を行う必要があります。

③ 買掛金残高の確認

仕入先ごとの補助元帳を見なおすこと。期末残高は正しいか、確認すること。

④ 買掛金の内訳書の作成

相手先残高 50 万円以上のものは個別に記入すること。残高が少ないものは一括して「その他〇件」という記入でもOK。

- ⑤ 商品や製品、原材料等の在庫表の作成
 - ア、会社の実施する評価方法と税務署に届出た評価方法が一致しているか。
 - イ、期末日に実地棚卸を行うこと。
 - ウ、帳簿棚卸と実地棚卸の突合せを行うこと。
 - エ、帳簿棚卸<実地棚卸の場合：原因は帳簿の記入ミスが考えられる。
 - オ、帳簿棚卸>実地棚卸の場合：原因は帳簿の記入ミス、商品等の紛失・盗難が考えられる。
- ⑥ 棚卸資産の振替仕訳
 - (期首商品棚卸高) / (商品)
 - (商品) / (期末商品棚卸高)
- ⑦ 棚卸資産の評価損について
次のような一定の事実が生じた場合には、評価損を計上することにより、帳簿価額を減額することができます。
 - ア、災害による著しい損傷
 - イ、著しく陳腐化したこと
 - 季節商品の売れ残りで、通常の価額では販売できない場合
 - 新製品の発売により、通常の価額では販売できない場合
 - ウ、破損、型崩れ、棚ざらし、品質変化などにより、通常の方法では販売できないこと実際に計上する場合には、税務署または税理士に確認した方が無難です。
- ⑧ 棚卸資産の内訳書の作成
「別紙明細あり」でもOKです。
- ⑨ 期末直前の仕入に注意
期末直前に大量に仕入れたものは、実際に納品されているかの確認、販売数量と在庫数量の突合せをすべきです。
- ⑩ 現金仕入れに注意
領収書などに相手先の名前、住所が記載されているか確認して下さい。消費税の本則課税で計算する場合、これらの記載がないと仕入税額控除ができなくなります。
- ⑪ 売上総利益率のチェック
利益率が過去の実績に比べて大きく変動していないか？大きく変動していれば、その原因を明らかにしておくことは大切です。記帳のミスの可能性もあります。

4、受取手形・支払手形

- ① 受取手形の残高確認
 - ア、受取手形記入帳において、割引、裏書がないものが手持手形の合計となります。
 - イ、割引手形は銀行の残高証明書に商業手形等と記載されていますので、割引銀行ごとに残高を突合せします。

- ② 割引手形、裏書手形の処理
期末現在の割引手形、裏書手形の残高は注記する必要があります。
- ③ 受取手形の内訳書の作成
手持受取手形、割引手形、裏書手形ごと区分して記載します。
- ④ 支払手形の残高確認
支払手形帳において手形の期日が決算日後のものを転記して作成します。
- ⑤ 手形借入金の処理
手形借入金は短期借入金として処理します。
- ⑥ 支払手形の内訳書の作成

5、借入金・支払利息

- ① 借入金の返済予定表と帳簿と残高証明書の突合せ
- ② 支払った利息を借入金ごとに集計する。
- ③ 借入金および支払利息の内訳書の作成

6、貸付金・受取利息

- ① 貸付金のチェック
 - ア、貸付理由は明らかか
 - イ、利率は適正か
- ② 貸付金および受取利息の内訳書の作成

7、前渡金・前払費用・仮払金

- ① 前渡金とは商品仕入や資産購入の手付金など
- ② 前払費用は一定の契約に従って継続して役務の提供を受けるもので、未だ提供されていない役務に対して支払われた対価のこと
- ③ 短期前払費用はその支払った日にその全額を損金に算入できます。
- ④ 実務上内容が不明な出金を仮払金にしているケースが多いのですが、決算時には内容を明らかにして他の科目に振替えること。決算書において、多額の仮払金が計上されるのはあまりいいものではありません。
- ⑤ 貸付金および受取利息の内訳書の作成

8、未払金・未払費用

- ① 締日以降の経費の未払計上

例えば、20日締めの場合、21日～期末分を集計して計上します。

- ② 翌期の資料もチェック
翌期支払っているもののなかに、今期末払計上すべきものはないか。
- ③ 未払給与の計上
締日が月末ではない場合、最終月の締日から期末までに対応する給与が未払給与となります。
- ④ 交際費の未払計上
交際費は接待等の行為があった時点での損金となります。したがって、当期に接待した費用を来期支払った場合には、当期の交際費として損金算入します。
- ⑤ 買掛金（未払金・未払費用）の内訳書の作成

9、 支払保険料・保険積立金

- ① 保険の経理処理は、保険の種類や契約内容によって異なります。資産に計上すべきもの、損金に計上すべきものを明確に区分する必要があります。
- ② 詳しくは保険会社に確認しましょう。
- ③ 保険証券はきちんと保管しておきましょう。
- ④ 保険の解約時の基本的な経理処理について
損金経理していた保険は雑収入となります。
資産計上していた保険はその保険積立金を取り崩します。

10、 不良債権（貸倒損失）

- ① 法律等による貸倒れ
 - ア、会社更生計画の認可の決定などにより、法律によって債権が切捨てとなった部分の金額
 - イ、会社が損金経理していなくても、損金となります。
 - ウ、債務免除の場合、債務者の実質的な債務超過が相当期間継続し、その弁済を受けることが出来ない判断されることが必要です。回収可能な場合には税法上、寄付金として扱われます。
 - エ、裁判所からの校正計画認可や破産の決定通知書などの送付物はよく確認すること。
 - オ、貸倒処理する時期は適正か。
 - カ、貸倒損失とすべきか、貸倒引当金とすべきか、検討が必要。
- ② 事実上の貸倒れ
 - ア、法律的には消滅していないが、その金銭債権の全額が回収できないことが明らかである場合
 - イ、取引停止後1年以上、経過した場合や売掛債権が取立費用に満たない場合…備忘価額として1円以上残すことが要求されます。
 - ウ、会社が損金経理することが必要となります。

1 1、 不良債権（個別評価貸倒引当金・一括評価貸倒引当金）

① 貸倒引当金の繰入限度額

＝個別評価する金銭債権についての回収不能見込額＋一括評価による金額

- ### ② 売掛金や貸付金などの債権について、貸倒損失として処理はできないものの、その一部について回収見込みがないものは、個別に評価して貸倒引当金を設定します。

1 2、 固定資産

- ### ① 取得価額が 30 万円未満の資産については、償却方法が選択できます。

- ### ② 売却または除却した資産については、減価償却費を計上せず、期首帳簿価額を損金算入するのが一般的です。

- ### ③ 修繕費や消耗品費の中に、固定資産の取得や資本的支出に該当するものが含まれていないか、確認しましょう。

- ### ④ 特別償却や税額控除の対象となる資産の取得がないかどうかの確認をしましょう。

- ### ⑤ 固定資産台帳を作成します。その期末帳簿価額、当期減価償却費の金額が決算書と一致しているか、確認しましょう。

1 3、 有価証券

- ### ① 有価証券はその保有目的に応じ、売買目的有価証券、満期保有目的有価証券、その他有価証券の 3 つに区分します。

- ### ② 譲渡にかかる原価の計算は、移動平均法、総平均法のいずれかの方法を選定して税務署に届出する必要があります。

- ### ③ 税務署に届出をしなければ、移動平均法となります。

- ### ④ 有価証券の内訳書の作成

1 4、 受取配当金

- ### ① 株式を所有していれば、その所有株式にかかる受取配当金が生じます。

- ### ② 源泉所得税が天引きされます。上場株式にかかる税率はここ数年改正が続いているので、注意して下さい。現在は 7%。上場株式以外は 20%

- ### ③ 配当金を受け取る場合には、剰余金配当計算書が送付されます。

- ### ④ 受取配当金の一覧表の作成（銘柄、株式数、配当金額、源泉税額等）

15、 交際費

- ① 交際費以外の科目のなかに交際費が含まれていないか、確認しましょう。
- ② 交際費のなかに交際費とならないものが含まれていないか、確認しましょう。
- ③ 一人あたり 5000 円以下の飲食費については、交際費として記帳してもいいですが、「飲食費」などの科目をつくって記帳してもOK。

16、 寄付金

- ① 法人税法上の寄付金は金銭や資産の贈与、経済的な利益を無償で供与することなどをいいます。
- ② 寄付金は、法人の事業活動に直接必要でない支出で、相手方からの反対給付を求めないものとなります
- ③ 交際費との区分がキッチリ出来ているか、確認しましょう。
- ④ 寄付金の集計表の作成

17、 租税公課

- ① 租税公課を内容ごとに集計します。(別表5(2)に記入するため)
- ② 損金不算入のもの：法人税、道府県民税、市町村民税、利子割、延滞税、加算税など
- ③ 法人税額から控除する場合は損金不算入のもの：(源泉所得税)
- ④ 損金算入のもの：印紙税、自動車税、償却資産税、固定資産税、事業税、登録免許税、不動産取得税、消費税など

18、 人件費

- ① 賃金台帳と帳簿の突合せ
- ② 社会保険料は当月分の保険料を翌月支給する給与から控除し、翌月末に納付することになっています。したがって、当月分の保険料のうち法人負担分は未払計上をすることが出来ます。
- ③ 役員給与の集計をして、役員給与等の内訳書を作成します。事前届出なしの役員賞与は損金不算入です。
- ④ 人件費の内訳書を作成する。

19、 預り金・仮受金・前受金

- ① 社会保険料は通常の場合、預り金勘定はゼロとなりますが、月末が日曜日や祝祭日の

場合には保険料の納付が翌月になりますので、預り金勘定が残ります。

② 源泉所得税

ア、 毎月納付の場合：当月発生分のみ預り金として残ります。

イ、 半年納付の場合：1 月又は 7 月から決算月までの発生分が預り金として残ります。

ウ、 給与分と報酬分、それぞれの金額を集計します。

エ、 納付漏れ、徴収漏れがないか。

オ、 年末調整は正しく行われているか。

③ 市県民税

原則として、当月発生分が預り金として残ります。

④ 仮受金はあくまでも仮勘定なので、借入金や未払金など他の科目に振替えられるものがないか、チェックします。

⑤ 仮受金（前受金・預り金）の内訳書の作成

20、 地代家賃

地代家賃等の内訳書の作成

21、 消費税の計算

① 消費税の申告書を作成します。

② 消費税の決算仕訳

税抜経理の場合

仮受消費税	/	仮払消費税	
		未払消費税等	
		雑収入	→貸借差額

税込経理の場合

租税公課	/	未払消費税	
------	---	-------	--

22、 雑益・雑損失

① 雑収入や雑損失、固定資産売却損益などを集計します。

② 雑益、雑損失等の内訳書の作成

23、 仮決算書の作成

〈決算処理を実際に行ってみましょう〉

1 条件

- ① 会社名 法人会法人税セミナー
- ② 今期の事業年度 平成17年4月1日～平成18年3月31日
- ③ 雑貨の卸売業および小売業です。
- ④ 今期は消費税の納税義務者です。
- ⑤ 税込経理方式を採用しています。
- ⑥ 減価償却は直接法で仕訳をしています。(減価償却累計額を使わない方法)
- ⑦ 今期は資産の購入、売却はありませんでした。

2 決算修正前試算表の作成

〈資料Ⅱ〉の1ページにあります。

3 各勘定科目のチェック、決算仕訳の記帳または入力

以下の内容をもとに決算修正仕訳の記入、および勘定科目内訳書の記入を行ってみましょう。

① 現金

レジ現金です。実際残高と帳簿残高は一致していました。

② 普通預金

ア、通帳残高と帳簿残高は一致していました。

十八銀行/本店(普通)口座番号 012345 10,000,000円

親和銀行/長崎支店(普通)口座番号 678910 5,380,000円

イ、受取利息の通帳入金額 80,000円について、

普通預金 80,000円 / 受取利息 80,000円の仕訳を入力していました。

源泉所得税、利子割の計上は「法人税、住民税および事業税」の科目を使ってください。

③ 売掛金・売上

ア、売掛金の内訳は請求書控、補助簿で確認したところ、以下のとおりです。

(株)A社 300万円

(株)B社 170万円

(株)Z社 30万円

イ、(株)C社について、今期末時点で引渡し済みの商品(売価 50万円)があり、そ

の仕訳が未入力であることが判明しました。

ウ、(株)D社について、締日が毎月20日で、3/20分まではすでに売上計上済みですが、3/21～3/31分30万円は未計上です。

エ、(株)Z社について、全額回収不能により、売掛金30万円全額を貸倒損失として処理することになりました。

④ 商品

ア、期首の在庫は250万円です。

イ、期末の在庫は300万円です。(実地棚卸18年3月31日)

ウ、内訳書には在庫表を添付する予定です。

⑤ 役員貸付金

ア、代表取締役長崎太郎に対する貸付金です。

イ、期末残高は試算表の金額でまちがいありませんでした。

ウ、認定利息を28,000円計上することになりました。勘定科目は「未収入金」と「雑収入」を使うことにしました。

⑥ 車両運搬具・減価償却費

減価償却の計算をしたところ、今期の償却限度額は50万円となりました。今期はその限度額を計上することになりました。固定資産台帳(本門では用意していません)を添付しますので、内訳書の記入は不要です。

⑦ 工具器具備品・減価償却費

減価償却の計算をしたところ、今期の償却限度額は30万円となりました。今期はその限度額を計上することになりました。固定資産台帳(本門では用意していません)を添付しますので、内訳書の記入は不要です。

⑧ 買掛金・仕入

ア、買掛金の内訳は請求書控、補助簿で確認したところ、以下のとおりです。

(株)E社 800万円

(株)F社 400万円

イ、(株)G社について、今期末時点で当社に納品済みの商品が40万円分あり、その仕訳が未入力であることが判明しました。

ウ、(株)H社について、締日が毎月25日で、3/25分まではすでに仕入計上済みですが、3/26～3/31分60万円は未計上です。

⑨ 預り金

ア、帳簿、源泉所得税の領収書等を確認しましたが、正しく処理されていました。

イ、期末残高は源泉所得税(給料分)10万円です。

⑩ 法人税等充当金(未払法人税等)

- ア、 試算表に残っている 50 万円は前期確定分です。
- イ、 今期 5 月末に納付済みで、その際の仕訳は租税公課 50 万円／普通預金 50 万円となっています。

⑪ 未払消費税等

- ア、 試算表に残っている 40 万円は前期確定分です。
- イ、 今期 5 月末に納付済みで、その際の仕訳は租税公課 40 万円／普通預金 40 万円となっています。

⑫ 長期借入金

- ア、 試算表の残高 390,000 円と一致しておらず、残高証明では十八銀行／本店 340,000 円と記載されています。
- イ、 50,000 円の差額は支払利息の過大計上と判明しました。

⑬ 役員報酬

- ア、 代表取締役 長崎太郎に対する金額 800 万円です。
- イ、 取締役 長崎花子に対する金額 400 万円です。(使用人職務分なし)

⑭ 給料手当

- ア、 総額のうち、代表者及びその家族分はゼロです。
- イ、 給料は毎月 20 日締めで、3/21～3/31 分 50 万円を未払い計上することにしました。科目は「未払費用」を使います。

⑮ 租税公課

内訳は以下のとおりです。(決算修正前)

前期確定法人税等	50 万円
前期確定消費税等	40 万円
印紙税	30 万円
自動車税	20 万円

⑯ 交際接待費

今期 3/31 の接待費用 10 万円 (A 社の田中社長、山本専務と料亭〇〇で会食) を翌期 4/10 に支払っています。この 10 万円の計上は行われていません。未払計上をする場合は、「未払費用」で計上して下さい。

⑰ 保険料

加入している生命保険について、生命保険会社に確認したところ、資産計上すべき金額が 240,000 円あるということでした。毎月の処理では全額を「保険料」で計上しています。保険料を資産計上する場合の科目は「保険積立金」にして下さい。

⑱ 地代家賃

- ア、 (株)青空不動産への店舗家賃です。
- イ、 月額 20 万円です。

4 消費税計算前の試算表の作成

<資料Ⅱ>の 2 ページにあります。

5 消費税の計算

消費税額は国、地方合わせて 45 万円となりました。

6 消費税の決算振替仕訳の記帳または入力

消費税の決算振替仕訳は税込経理なので、
「租税公課」450,000 / 「未払消費税等」450,000 となります。

7 仮決算書の作成

<資料Ⅱ>の 3 ページにあります。

8 申告書の作成、法人税額等の算出

仮決算書をもとに法人税額（地方税、事業税を含む）を計算したところ、100 万円となりました。

9 法人税額等の仕訳の記帳又は入力

仕訳は「法人税住民税及び事業税」1,000,000 / 「法人税等充当金」1,000,000 となります。

10 決算書の完成

<資料Ⅱ>の 4 ページです。

11 申告書の一部訂正・申告書の完成

申告書の（当期利益）、（損金不算入の納税充当金）を訂正すれば、申告書の完成です。
税額は 8 で計算した 100 万円のみままで、変わることはありません。